

淀川水系流域委員会 委員長 宮本博司様
近畿地方整備局 河川管理者様

荻野芳彦

質問書(7)

第71回委員会において委員長が指示されましたので、委員会と河川管理者に質問をいたします。

その1. 川上ダムについて

1. 川上ダムに関する利水問題は、河川管理者から十分な説明を受けたと判断できません。
原案にも記載されている水需要の精査確認、水利権の転用と既存水資源開発施設の見直し、について、河川管理者に対して、委員会の審議結果をキチンと伝えて、関係機関と本格的な水利調整に積極的に取り組むことを勧告することが必要です。
2. 新たに大内地点における渇水流量及び河川維持流量が公表されました。「基準渇水流量」という言葉は使えないとのことですが、実質的には20年間の第二位の渇水流量であり、10分の1の利水安全率として昭和42年(基準年)の渇水流量を0.68m³/sとしています。それに対して河川維持流量は0.74m³/sとして公表されました。河川維持流量の数値は河川管理者が決定するものであるが、河川整備計画に関する重要事項は、決定に際して遅滞なくこれを公表して関係市町村長等の意見を聞くことが河川法上必要とされています。河川管理者はこの手続きは取られたのでしょうか。もし、まだ取られていないならば早急に取り組む必要あると思います。どうでしょうか。
3. このような重要な数値が河川管理者の内部データとして水利権許可の対象となり地元の市町村に何も知らされていないなら、河川行政への住民参画は踏みにじられたも同然です。原案にある住民の参画による河川整備計画は「絵にかいたもち」となりましょう。
4. 現在、伊賀水道は暫定水利権を0.16m³/s(日量13,800m³)として、スタートしようとしています(浄水施設もこの規模で建設されています)。上の(10分の1)渇水流量の範囲で十分まかなえる流量であることが分かります。また、維持流量を伊賀市等と協議して0.5m³/s程度にしても河川環境が大崩れることもありませんでしょう。水道は岩倉地点でほとんど戻り、下水処理こそが重要で、自然流況は保存されます。すなわち、0.16m³/sは安定水利権として許可できることが、今回の数値の公表で明らかになったと考えてよいとおもいますが、どうですか？
5. 青蓮寺ダムから青蓮寺用水(農業用水)を通して、木津川(森井堰上流部)に流入する流入量はどんなに少なく見積もっても0.5m³/sはあるはずですが。特に、この地域で水不足が懸念されるのは代掻き田植の(4月下旬から5月上旬)の時期です。この時期は青蓮寺用水もパイプラインいっぱい送水を行っている時期です。木津川上流の渇水補給がすでに農業用水との連携プレーできています。この補給量は昭和42年以後のことですから、上の渇水流量に付加してよいすううちです。
6. それでもなお、心配だと言う場合には、委員会で提案された青蓮寺ダムの開発水量の一部を転用して、青蓮寺用水のパイプラインを使わせてもらって、矢田川の頭に放流する案を具体的に検討してください。淀川水系の水需要の上下流と水需給のバランスを是正する必要があります。どうでしょうか？
7. 昭和39年に改正された「新河川法」では利水管理の条項が整備され水利調整の必要性・緊急性が謳われました。今回の改正では河川環境の整備と保全が謳われました。そのたびに現場の河川管理者が独善的・権威主義に陥ることを戒めています。今回の第三次委員会における河川管理者の態度は第二次委員会とはうって変わって、頑なに独善的で昔の権威主義があらわになってきているような気がします。これではよい川づくりには程遠いと思うのですが、委員会としてどう判断されますか？

その2. 丹生ダムについて

1. 異常渇水対策としての貯水容量が必要かどうか、が議論されました。琵琶湖開発事業は 40m³/s の新規水利開発に対して-2.0m まで琵琶湖水位を利用すると、言う案が旧建設省から提案され、滋賀県からは 30m³/s で-1.5m まで利用する案が出されました。政治決着として 40m³/s と-1.5m が合意されました。このとき補償対策水位として-2.0mが認められ、港湾や水利関係施設の整備は-2.0m を基準に工事が完了しています。すなわち、異常渇水対策として「国土交通大臣」が関係知事と協議して-1.5m 以下の琵琶湖をどのように利用するかを決めるということで、一応の判断はついていると解すべきでしょう。そのために巨額の資金がつき込まれました。これを正しく認識しないとこれまでの公共事業に投下された資金が無駄遣いとなってしまいます。

2. 利水者が撤退表明した後、丹生ダムは治水単独ダムとなりますが、問題は高時川における利水問題が残されました。これについて、今回公表された数値を見ると、10年に1回の渇水（基準渇水に相当）流量が昭和28年を基準年として 2.57m³/s と公表されました。また、河川維持流量も 1.8m³/s と公表されました。正規の水利権許可の手続きからすると、 $2.57-1.80=0.77\text{m}^3/\text{s}$ が水利権許可の対象となる数値です。一方で、高時川頭首工に与えられた許可水利権は（理由はどうであれ）最大 11.33m³/s となっています。許可水利権は河川法上、10分の1利水安全度を条件として安定して利用できる権利として許可されるものです。これらの数値をみると通常の利水管理からするとありえない判断です。通常の判断であれば水利権許可に条件が付けられ、頭首工下流への責任放流量が義務付けられて、あるいは別途水源手当て（たとえば余呉湖ポンプアップ、草野頭首工等からの導水）が「水利使用規則」に記載されるべきはずですが、何も記載はありません。なぜか？

3. このことが丹生ダムの利水容量すなわち異常渇水時の緊急水の確保という形で、これらの問題を一挙解決したいと河川管理者は目論んでいるのではないのでしょうか。地元のダム推進を願う人々の間には洪水対策はもちろんです。この水利権許可における不足分を河川管理者は補うべきだということで、そのためにダム建設に協力してきた、という思いがにじみ出ています。河川管理者は地元の皆さんのこの思いにもまっとうに答えていません。委員会や地元の皆さんに説明責任を果たしていません。

4. 瀬切れ対策として、河川管理者は琵琶湖からのポンプアップを提案しています。中身の説明は何もありません。この琵琶湖からのポンプアップの事業構想を地元にも委員会にもキチンと説明して理解を求めなければなりません。丹生ダムに異常渇水容量を設けてすべてをごまかそうとする態度は河川管理者としてとってはいけません。

5. 治水単独ダムとすると、受益者は高時川周辺の住民ということになり事業採算ベースに乗るかどうかが心配です。異常渇水対策は琵琶湖利水までさかのぼって説明責任を果たすべきです。瀬切れ対策は琵琶湖ポンプアップ構想を地元および委員会に理解を求める必要があります。高時川頭首工の許可水利権の付与が河川法の通常の手続きを無視して行われたことに丹生ダム建設の矛盾があります。法を守るべき行政が法を守らず勝手な解釈をすと思わぬ落とし穴に落ちるのです。住民や関係者も巻き込んで巨大開発の中にすべてを隠してしまうには、あまりに失うものが大きく、代償が大きすぎるのではないのでしょうか。

6. 委員会と河川管理者は労をいとわず、大変なご苦勞を重ねて、議論を積み重ねてこられました。それだからこそこまで論点が整理され、煮詰められてきました。ご苦勞さんですがもう少しです。河川管理者は独断に陥らず、権威主義の悪弊をこの際きっぱりと払拭しましょう。

以上